

全建事発第 062 号
令和 4 年 8 月 9 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 奥 村 太 加 典
〔公 印 省 略〕

建設業法令遵守ガイドライン等の一部改正について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省では、建設企業が遵守すべき元請負人と下請負人の取引のルールとして、平成 19 年 6 月に「建設業法令遵守ガイドラインー元請負人と下請負人の関係に係る留意点ー」を策定し、その周知を行ってきたところですが、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策（令和 4 年 4 月 26 日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定）」において、現下の原材料費等の高騰の状況を踏まえた新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等の一環として、建設業における適正な請負代金の設定や適切な工期の確保等について政府全体で取り組むこととされたこと、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画フォローアップ（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）」において、令和 8 年の約束手形の利用廃止に向けた取組を促進する閣議決定されていること、下請中小企業振興法（昭和 45 年法律第 145 号）に基づく振興基準（令和 4 年 7 月 29 日改定）において、約束手形をできる限り利用しないよう努めること及びサプライチェーン全体で約束手形の利用の廃止等に向けた取組を進めることとされていること、宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号。通称「盛土規制法」）が令和 4 年 5 月 27 日に公布されたことなどから、別添のとおりガイドラインの所要の改訂を行った旨、別添のとおり通知がありました。

つきましては、ご多忙の折誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対し周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

(添付資料)

別添 1 建設業法令遵守ガイドラインの一部改正について

別添 2 「建設業法令遵守ガイドライン」(第8版)

別添 3 建設業法令遵守ガイドライン改訂 新旧対照表

(担当) 事業部 山中

TEL:03-3551-9396

FAX:03-3555-3218

e-mail: jigyo@zenken-net.or.jp